

農地法第3条許可申請書添付書類

譲受人について

※証明書類は申請前3か月以内の原本

市内の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請農地の土地登記事項証明書（全部事項） 2. 農地等利用計画書（新規就農の場合） 3. 通作経路図（新規就農の場合・自宅から申請地まで）
市外の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請農地の土地登記事項証明書（全部事項） 2. 譲受人（借人）の住民票 3. 耕作証明 4. 農地等利用計画書 5. 通作経路図（自宅から申請地まで）
農地所有適格法人の場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請農地の土地登記事項証明書（全部事項） 2. 法人の登記事項証明書 3. 定款の写し又は寄付行為の写し 4. 組合員名簿、株主名簿、又は社員名簿の写し 5. 農地所有適格法人としての事業等の状況 6. 耕作証明（市外の場合） 7. 通作経路図（事務所から申請地まで）
上記以外の法人の場合 ※貸借権の設定に限る	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請農地の土地登記事項証明書（全部事項） 2. 定款の写し又は寄付行為の写し 3. 解約条件付契約書（写し） 4. 農地所有適格法人以外の法人等の事業等の状況

譲渡人について

市内の場合	<p>特に必要なし</p> <p>※申請農地の登記事項証明書（全部事項）に記載されている住所が現住所と異なる場合には、「住民票抄本」又は「附票」</p>
市外の場合	「住民票抄本」

その他

<ol style="list-style-type: none"> 1. 委任状・・・第三者や、譲受人・譲渡人のいずれか1人が提出する場合 2. 公 函 3. 案内図 	} 所有権移転、賃貸借権の設定の場合
<ol style="list-style-type: none"> 4. 賃貸借契約書・・・賃貸借の場合 	

※ 特殊な申請については農業委員会事務局にお問い合わせください。

－問合せ先－

行方市農業委員会事務局

行方市山田 2564-10

行方市役所（北浦庁舎）

TEL 0291-35-2111